

令和8年度

業務委託仕様書

名称 路面電車停留場施設維持・保全業務 (②単価)

特定の場合

その業者名 _____

路面電車停留場施設維持・保全業務(②単価)

の業務価格入札について

- 1 入札は諸経費を含んだ金額で行う。
- 2 入札工種価格（契約単価）は消費税相当額を含めず計上すること。
- 3 入札は単価内訳表の土木一般世話役（B）（夜間）（1時間当たり）のみを対象に行う。各工種の契約単価は土木一般世話役（B）（夜間）契約単価の策定係数を1.00とした各策定係数に基づいて契約することとする。よって全工種に対する入札は行わない。策定係数については小数第3位切り捨てとし、契約単価は1円未満切り捨てとする。

業務仕様書

1. 業務の目的

本業務は、停留場及び付帯施設への衝突事故等により施設が破損した場合、速やかに修繕を行い電車の安全走行と乗降客の安全の確保を図ることを目的とする。

2. 業務の内容

停留場及び付帯施設への衝突事故等により施設が破損した場合、速やかに必要な人員及び機械類を確保し修繕作業を行う。なお、補修に必要な主要資材は支給品とし、消耗品等は受託者の負担とする。

3. 業務の履行期間、業務日及び場所

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

委託者担当係員が指定した日時及び場所。

4. 積算上の留意事項

本業務における労務単価は、以下の補正を考慮する。

(1) 昼間作業

労務費の補正は行わない。

(2) 夜間作業

【算定式】

$$\text{設計労務単価} = P \times 1.5 \quad P : \text{公共工事設計労務単価 (昼間)}$$

夜間作業時間帯については下記のとおりとする。

・拘束時間	= (21:00～6:00)	= 9 h
・休憩時間	= (23:00～24:00)	= 1 h
・夜間割増時間	= (21:00～23:00) + (0:00～6:00)	= 8 h
・作業時間	= 9時間 - 1時間	= 8 h

5. 発生品の処理

本業務により生じた発生品（鉄くず等）は、電車事業所（中央区南21条西16丁目）で引渡しを行うものとする。発生品の引渡しについては、調書を作成し提出すること。

6. 仕様書等の遵守

本仕様書のほか、線路整備心得、線路施設整備マニュアル、線路施設検査マニュアル、軌道敷内作業等事故防止マニュアル、札幌市土木工事共通仕様書及び関係法令等を遵守すること。

線路整備心得、線路施設整備マニュアル、線路施設検査マニュアル、軌道敷内作業等事故防止マニュアルは電車事業所（札幌市中央区南21条西16丁目）にて閲覧可能である。

7. 支給品等の管理

支給品等の提供を受けた場合は、十分注意して管理または使用すること。

8. 安全対策等

- (1) 現場での業務は、一般車両及び電車等の通行に十分注意するとともに、必要に応じて安全施設及び交通誘導警備員を適切に配置し事故防止に努めること。なお、作業員・交通誘導警備員は安全チョッキを着用すること。また、電車の接近は交通誘導警備員による見張り及び運行ダイヤ等により確認し、作業時における安全を確保すること。
- (2) 長物を使用する場合は、停留場・架線その他施設との接触に注意して扱うこと。
- (3) 夜間での作業となるので、必要以上に話したり、エンジンの空吹かし等騒音につながる行為は避けること。
- (4) 照明を使用する際は、向き及び光度に注意すること。
- (5) 業務により施設に損害を与えた場合は、速やかに原形に復旧するとともに当社に報告すること。
- (6) 業務中の事故等については、受託者の責において解決すること。
- (7) 業務従事者は、委託者発注業務の受託者であることを明確にするため、業務中は腕章を着用すること。

腕 章 例

路面電車停留場施設維持・保全業務責任者 会 社 名	路面電車停留場施設維持・保全業務員 会 社 名
------------------------------	----------------------------

9. 業務主任の選任

業務主任は、原則総価契約と同一人物とし、変更する場合は総価契約仕様書と同一の書類を提出のこと。

10. 提出書類

- (1) 作業日誌 作業日毎
- (2) 業務完了届
- (3) 業務完了書類 施工写真、出来高表等の業務履行確認資料
- (4) 支給品（貸与品）受領書
- (5) 支給品（貸与品）返納書
- (6) 現場発生品調書

11. 安全管理規程の遵守及び運輸安全管理の徹底について

- (1) 受託者は安全第一の意識を持って、札幌市交通事業振興公社軌道運送事業安全管理規程で定める事項を遵守するとともに、輸送の安全を確保するために社内体制を整備のうえ、業務従事者にはこれを徹底させること。
- (2) 受託者は、委託者の輸送事業に係る安全管理体制に積極的に協力をするとともに、輸送の安全を確保するため、委託者との密接な連携を図ること。

12. 法令遵守（コンプライアンス）の徹底

受託業務の実施にあたっては、法令違反または不適切行為を防止するため法令及び作業ルール等の遵守を徹底すること。

13. 関係法令等の周知徹底について

- (1) 軌道建設規定・軌道運転規則・線路整備心得・線路施設整備マニュアル・線路施設検査マニュアル・軌道敷内作業等事故防止マニュアル等の周知について

管理者（現場管理者含む）、検査実施者（補助者除く）の全員に、軌道建設規定・軌道運転規則・線路整備心得・線路施設整備マニュアル・線路施設検査マニュアル・軌道敷内作業等事故防止マニュアル等の関係法令等を周知するものとする。

また、一部を外部に委託（再委託）する場合も、委託先の管理者（現場管理者含む）、検査実施者（補助者除く）の全員に同様の周知をさせること。

- (2) 周知記録「技術基準・実施基準等の周知結果報告書」の提出について

周知の実施後は、会社名、契約件名、対象者の氏名を明記し、日時・場所と具体的な周知内容、周知方法を記載した記録「技術基準・実施基準等の周知結果報告書」を作成し、委託者に速やかに提出すること。

また、再委託先の周知結果の報告についても、同様とする。

- (3) 業務に関して作成した記録は、受託者において保管（再受注先を含む）すること。

- (4) 周知の実施時期については、対象者がその業務を実施する前に行うこと。

14. 業務代金の支払い

業務終了後受託者が業務完了届を提出し、委託者が行う検査に合格した後、発注単位毎に支払うこととする。

15. その他

仕様書に定めがない事項または疑義が生じた場合は、委託者担当係員と協議すること。

作業日誌

【路面電車停留場施設維持・保全業務 指示第 号】

下記のとおり、作業を実施しましたので報告します。

記

履行期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

作業月日 令和 年 月 日 () 天候

No	項目	単位	数量	累計数量

備考・作業場所等

委託者 業務主任

受託者 業務主任

作業月日 令和 年 月 日 () 天候

No	項目	単位	数量	累計数量

備考・作業場所等

委託者 業務主任

受託者 業務主任

支給品（貸与品）受領書

令和 年 月 日

一般財団法人札幌市交通事業振興公社

路面電車部 維持管理課 技術担当課長

住 所

受託者 氏名

業務主任

下記のとおり受領しました。

記

支給品（貸与品）返納書

令和 年 月 日

一般財団法人札幌市交通事業振興公社

路面電車部 維持管理課 技術担当課長

住 所

受託者 氏名

業務主任

下記のとおり返納しました。

記

確認者 (一財)札幌市交通事業振興公社路面電車部 線路施設係 氏名

現場発生品調書

令和 年 月 日

一般財団法人札幌市交通事業振興公社

路面電車部 維持管理課 技術担当課長

住 所

受託者 氏名

業務主任

下記業務における発生品を引き渡します。

記

確認者 (一財)札幌市交通事業振興公社路面電車部 線路施設係 氏名

業務委託費内訳書

工種／種別／細別	単位	数量	単価	金額	摘要
業務価格					
停留場施設維持・保全業務	式	1			第1号内訳書
安全費(交通誘導警備員)	式	1			第2号内訳書
直接業務費計					
共通仮設費	式	1			
純業務費					
現場管理費	式	1			
業務原価					
一般管理費	式	1			
業務価格					
消費税等相当額 10.00%	式	1			
業務委託費					

停留場施設維持・保全業務内訳書

一金

円

第 1 号内訳書

名 称	形 質	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
特殊作業員(A)	昼間	時間	16			一次単算 No.1
特殊作業員(B)	夜間	時間	64			一次単算 No.2
普通作業員(A)	昼間	時間	16			一次単算 No.3
普通作業員(B)	夜間	時間	240			一次単算 No.4
塗装工(A)	昼間	時間	16			一次単算 No.5
塗装工(B)	夜間	時間	32			一次単算 No.6
溶接工(A)	昼間	時間	16			一次単算 No.7
溶接工(B)	夜間	時間	32			一次単算 No.8
ブロック工(A)	昼間	時間	16			一次単算 No.9
ブロック工(B)	夜間	時間	32			一次単算 No.10
土木一般世話役(A)	昼間	時間	16			一次単算 No.11
土木一般世話役(B)	夜間	時間	64			一次単算 No.12
4tトラック(A)	2.9t吊クレーン付	時間	16			一次単算 No.13
	昼間 運転費					
4tトラック(B)	2.9t吊クレーン付	時間	32			一次単算 No.14
	夜間 運転費					
電気溶接機	300A	日	20			一次単算 No.15
	ディーゼルエンジン付き					

名 称	形 質	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
高所作業車(A)	昼間	時間	8			一次単算 No.16
	運転費					
高所作業車(B)	夜間	時間	24			一次単算 No.17
	運転費					
舗装補修資材	夜間	t	2			一次単算 No.18
	細粒度アスコン					
合 計						

安全費內訛書

一金 円

第 2 号内訳書

一 次 単 價 算 出 調 書

番号	細目	単位	単価	算出の基礎	摘要
1	(昼間) 特殊作業員(A)	時間 円	特殊作業員	円 ÷ 8.0 時間 = 円	R7.札幌市労務単価
			端数処理	1 式	円
			計		円
2	(夜間) 特殊作業員(B)	時間 円	特殊作業員	円 ÷ 8.0 時間 = 円	R7.札幌市労務単価
			端数処理	1 式	円
			計		円
3	(昼間) 普通作業員(A)	時間 円	普通作業員	円 ÷ 8.0 時間 = 円	R7.札幌市労務単価
			端数処理	1 式	円
			計		円
4	(夜間) 普通作業員(B)	時間 円	普通作業員	円 ÷ 8.0 時間 = 円	R7.札幌市労務単価
			端数処理	1 式	円
			計		円
5	(昼間) 塗装工(A)	時間 円	塗装工	円 ÷ 8.0 時間 = 円	R7.札幌市労務単価
			端数処理	1 式	円
			計		円
6	(夜間) 塗装工(B)	時間 円	塗装工	円 ÷ 8.0 時間 = 円	R7.札幌市労務単価
			端数処理	1 式	円
			計		円
7	(昼間) 溶接工(A)	時間 円	溶接工	円 ÷ 8.0 時間 = 円	R7.札幌市労務単価
			端数処理	1 式	円
			計		円
8	(夜間) 溶接工(B)	時間 円	溶接工	円 ÷ 8.0 時間 = 円	R7.札幌市労務単価
			端数処理	1 式	円
			計		円
9	(昼間) ブロック工(A)	時間 円	ブロック工	円 ÷ 8.0 時間 = 円	R7.札幌市労務単価
			端数処理	1 式	円
			計		円
10	(夜間) ブロック工(B)	時間 円	ブロック工	円 ÷ 8.0 時間 = 円	R7.札幌市労務単価
			端数処理	1 式	円
			計		円
11	(昼間) 土木一般世話役(A)	時間 円	土木一般世話役	円 ÷ 8.0 時間 = 円	R7.札幌市労務単価
			端数処理	1 式	円
			計		円
12	(夜間) 土木一般世話役(B)	時間 円	土木一般世話役	円 ÷ 8.0 時間 = 円	R7.札幌市労務単価
			端数処理	1 式	円
			計		円
13	(昼間) 4tトラック(A) (2.9tクレーン装置付)運転費	時間 円	特殊運転手	0.17 人 × 円 = 円	国交省積算基準 I-6-①-1 R7.札幌市労務単価
			軽油(1・2号)	5.3 ℥ × 円 = 円	R7.12建設物価・積算資料
			トラック損料	1.0 時間 × 円 = 円	R6建設機械等損料表
			端数処理	1 式	円
			計		円
14	(夜間) 4tトラック(B) (2.9tクレーン装置付)運転費	時間 円	特殊運転手	0.17 人 × 円 = 円	国交省積算基準 I-6-①-1 R7.札幌市労務単価
			軽油(1・2号)	5.3 ℥ × 円 = 円	R7.12建設物価・積算資料
			トラック損料	1.0 時間 × 円 = 円	R6建設機械等損料表
			端数処理	1 式	円
			計		円

一 次 単 價 算 出 調 書

番号	細 目	単位	単 価	算 出 の 基 礎			摘要	
15	電気溶接機(300A) (ディーゼルエンジン付)	日	円	軽油(1・2号)	27.0	ℓ × 円 =	円	R7.12建設物価・積算資料
				電気溶接機	1.0	日 × 円 =	円	R6建設機械等損料表
				端数処理	1	式	円	
				計			円	
16	(昼間) 高所作業車(A) 運転費	時間	円	特殊運転手	0.20	人 × 円 =	円	国交省積算基準 I-6-①-1 R7.札幌市労務単価
				軽油(1・2号)	3.6	ℓ × 円 =	円	R7.12建設物価・積算資料
				高所作業車(12m200kg)	1.0	時間 × 円 =	円	R6建設機械等損料表
				端数処理	1	式	円	
17	(夜間) 高所作業車(B) 運転費	時間	円	特殊運転手	0.20	人 × 円 =	円	国交省積算基準 I-6-①-1 R7.札幌市労務単価
				軽油(1・2号)	3.6	ℓ × 円 =	円	R7.12建設物価・積算資料
				高所作業車(12m200kg)	1.0	時間 × 円 =	円	R6建設機械等損料表
				端数処理	1	式	円	
18	(夜間) 舗装補修資材	t	円	再生細粒度As	1	t × 円 =	円	R7.12札幌市資材単価
				アスファルト合材 (夜間割増)	1	t × 円 =	円	R7.12札幌市資材単価
				端数処理	1	式	円	
				計			円	
19	(昼間) 交通誘導警備員(A)	時間	円	交通誘導警備員(A)	円	÷ 8.0 時間 =	円	R7.札幌市労務単価
				端数処理	1	式	円	
				計			円	
20	(夜間) 交通誘導警備員(A)	時間	円	交通誘導警備員(A)	円	÷ 8.0 時間 =	円	R7.札幌市労務単価
				端数処理	1	式	円	
				計			円	
21	(昼間) 交通誘導警備員(B)	時間	円	交通誘導警備員(B)	円	÷ 8.0 時間 =	円	R7.札幌市労務単価
				端数処理	1	式	円	
				計			円	
22	(夜間) 交通誘導警備員(B)	時間	円	交通誘導警備員(B)	円	÷ 8.0 時間 =	円	R7.札幌市労務単価
				端数処理	1	式	円	
				計			円	

路面電車停留場施設維持・保全業務（単価内訳表）

No.	名 称	規 格・形 質	単位	数量	直接業務費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費	設計単価	策定係数	設計単価×数量	備 考
1	特殊作業員(A)	昼間	時間	16						0.60		
2	特殊作業員(B)	夜間	時間	64						0.91		
3	普通作業員(A)	昼間	時間	16						0.50		
4	普通作業員(B)	夜間	時間	240						0.75		
5	塗装工(A)	昼間	時間	16						0.69		
6	塗装工(B)	夜間	時間	32						1.04		
7	溶接工(A)	昼間	時間	16						0.74		
8	溶接工(B)	夜間	時間	32						1.11		
9	ブロック工(A)	昼間	時間	16						0.69		
10	ブロック工(B)	夜間	時間	32						1.04		
11	土木一般世話役(A)	昼間	時間	16						0.66		
12	土木一般世話役(B)	夜間	時間	64						1.00		基準単価
13	4tトラック(A)	2.9t吊クレーン付 昼間 運転費	時間	16						1.44		
14	4tトラック(B)	2.9t吊クレーン付 夜間 運転費	時間	32						1.86		
15	電気溶接機	300A ディーゼルエンジン付き	日	20						1.17		
16	高所作業車(A)	昼間 運転費	時間	8						1.67		
17	高所作業車(B)	夜間 運転費	時間	24						2.17		
18	舗装補修資材	夜間 細粒度アスコン	t	2						2.58		
19	交通誘導警備員(A)	昼間	時間	8						0.41		
20	交通誘導警備員(A)	夜間	時間	64						0.62		
21	交通誘導警備員(B)	昼間	時間	8						0.34		
22	交通誘導警備員(B)	夜間	時間	128						0.52		

計 業務価格

消費税(10%)

業務委託費

諸経費補正率算出調書(停留場施設維持・保全業務)

1 共通仮設费率の補正

No	項目	内容	適用	備考	
1	現場環境改善費	(1)仮設備関係に係る費用	×		
		(2)營繕関係に係る費用	×		
		(3)安全関係に係る費用	×		
		(4)地域連携に係る費用	×		
2	運搬費	(1)建設機械器具の運搬等に要する費用	○		
		(2)鋼桁、門扉等工場製作品の運搬(直接工事費に計上)	×		
		(3)(1)、(2)に掲げるもののほか、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用	○		
		(4)建設機械等の運搬基地	○		
3	準備費	(1)準備及び後片付けに要する費用	○		
		(2)調査・測量、丁張等に要する費用	○		
		(3)準備として行う伐開、除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用	×		
		(4)(1)～(3)に掲げるもののほか、工事施工上必要な費用	○		
4	事業損失防止施設費	(1)工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費及び当該仮施設の維持管理等に要する費用	×		
		(2)事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用	×		
5	安全費	(1)安全施設等に要する費用	○		
		(2)安全管理等に要する費用	○		
		(3)(1)から(2)に掲げるもののほか、工事施工上必要な安全対策に要する費用	○		
6	役務費	(1)土地の借上げ等に要する費用	×		
		(2)電力、用水等の基本料	×		
		(3)電力設備用工事負担金	×		
7	技術管理費	(1)品質管理のための試験等に要する費用	×		
		(2)出来形管理のための測量等に要する費用	○		
		(3)工程管理のための資料の作成等に要する費用	○		
		(4)(1)から(3)に掲げるもののほか、技術管理上必要な資料の作成に要する費用	×		
8	營繕費	(1)現場事務所、試験室等の營繕に要する費用	×		
		(2)労働者宿舎の營繕に要する費用	×		
		(3)倉庫及び材料保管場の營繕に要する費用	○		
		(4)労務者の輸送に要する費用	○		
		(5)上記(1)～(3)に係る土地・建物の借上げに要する費用	×		
		(6)監督員詰所及び火薬庫の營繕に要する費用	×		
		(7)(1)～(6)に掲げるもののほか工事施工上必要な營繕に要する費用	×		
適用項目による補正		31項目中13項目適用 13/31=0.41935⇒ 41.94 %	41.94 %		
施工地域等の補正		大都市補正(道路維持工事)	1.5		

2 現場管理费率の補正

No	項目	内 容	適用	備考
1	労務管理費	(1)募集及び解散に要する費用	<input type="radio"/>	
		(2)慰安、娯楽及び厚生に要する費用	<input type="radio"/>	
		(3)直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用	<input type="radio"/>	
		(4)賃金以外の食事、通勤等に要する費用	<input type="radio"/>	
		(5)労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用	<input type="radio"/>	
2	安全訓練等に要する費用	現場労働者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用	<input type="radio"/>	
3	租税公課	固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課	<input type="radio"/>	
4	保険料	自動車保険(機械器具等損料に計上された保険料は除く) 工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険の保険料 その他の損害保険の保険料	<input type="radio"/>	
5	従業員給料手当	現場従業員の給料、諸手当及び賞与	<input type="radio"/>	
6	退職金	現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額	<input type="radio"/>	
7	法定福利費	現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額	<input type="radio"/>	
8	福利厚生費	現場従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等 福利厚生、文化活動等に要する費用	<input type="radio"/>	
9	事務用品費	事務用消耗品、新聞、参考書等の購入費	<input checked="" type="checkbox"/>	
10	通信交通費	通信費、交通費及び旅費	<input checked="" type="checkbox"/>	0.5計上
11	交際費	現場への来客等の応対に要する費用	<input checked="" type="checkbox"/>	
12	補償費	工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通等による事業損失に係る補償費。	<input checked="" type="checkbox"/>	0.5計上
13	外注経費	工事施工を専門工事業者等に外注する場合に必要となる経費	<input checked="" type="checkbox"/>	
14	工事登録等に要する費用	工事実績等の登録等に要する費用	<input checked="" type="checkbox"/>	
15	動力・用水光熱費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫及び材料保管庫で使用する電力、用水、ガス等の費用	<input checked="" type="checkbox"/>	
16	公共事業労務費調査に要する費用		<input checked="" type="checkbox"/>	
17	雑費	1~16までに属さない諸費用	<input type="radio"/>	
適用項目による補正			21項目中14項目適用 $14/21=0.66666 \Rightarrow 66.67\%$	66.67 %
施工地域等の補正				1.2

3 一般管理費率の補正

No	項目	内容	適用	備考
1	役員報酬	取締役及び監査役に対する報酬	○	
2	従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与	○	
3	退職金	退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金	○	
4	法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額	○	
5	福利厚生費	本店及び支店の従業員に係る慰安娛樂、貸与被服、医療、慶弔見舞等、福利厚生等、文化活動等に要する費用	○	
6	修繕維持費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等	○	
7	事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費	○	
8	通信交通費	通信費、交通費及び旅費	○	
9	動力、用水光熱費	電力、水道、ガス、薪炭等の費用	△	0.5計上
10	調査研究費	技術研究、開発等の費用	△	0.5計上
11	広告宣伝費	広告、公告、宣伝に要する費用	○	
12	交際費	本店及び支店などへの来客等の対応に要する費用	○	
13	寄付金		○	
14	地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料	○	
15	減価償却費	建物、車輛、機械装置、事務用備品等の減価償却額	○	
16	試験研究費償却	新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額	×	
17	開発費償却	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額	×	
18	租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、その他の公課	○	
19	保険料	火災保険その他の損害保険料	○	
20	契約保障費	契約の保障に必要な費用	×	
21	雑費	電算等経費、社内打合せ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用	○	
適用項目による補正		21項目中17項目適用 $17/21=0.80952 \Rightarrow 80.95\%$	80.95 %	
前払金に対する補正		計上しない	0.0%	
契約保証に係る補正		補正しない	0.0%	

4 業務委託費算出(諸経費の算出)

直接業務費	通常経費	補正率	補正值	補正後
共通仮設費率				
現場管理費率				
一般管理費率				

共 通 仮 設 費 率	直接業務費			
	工種区分：道路維持工事			
	共通仮設費率			
	共通仮設費率	補正率	補正	補正共通仮設費率
	補正			

現 場 管 理 費 率	純業務費			
	工種区分：道路維持工事			
	現場管理費率			
	現場管理費率	補正率	補正	補正現場管理費率
	補正			

一般 管 理 費 率	業務原価			
	一般管理費率			
	一般管理費率	補正率	補正	補正一般管理費率
	補正			

	金額
直接業務費	
共通仮設費率	
共通仮設費	
純業務費	
現場管理費率	
現場管理費	
業務原価	
一般管理費率	
一般管理費	
業務価格	
消費税率	
消費税相当額	
業務委託価格	